

翻刻 藤井宗雄著『石見国神社記』卷三 那賀郡上（後編）

山崎亮之

はじめに

翻刻の凡例

翻刻／『石見国神社記』卷三 那賀郡上（後編）

都川村・本郷村・重富村・来尾村・八木村・和田村・今市
村・追原村・木田村・原井村・淺井村・長澤村・黒川村・
細谷村・伊木村・小笠村・七条村・下來原村・上來原村

川村・本郷村・重富村・来尾村・八木村・和田村・今市
びに最後の下來原村・上來原村の合わせて十一か村が、津和野藩領であつた点である。これらの村の記述は、津和野藩から提供された帳簿に依拠しており、藤井らが直接踏査した銀山領・浜田藩領の村々の記述と、内容や体裁が若干異なっている。

とりわけ、「小社」「森神」の項目は立てられず、また慶応三年に村内の小社等の神々を地主社として合祀した旨が繰り返し述べられている。これは、当時の津和野藩主龜井茲監による「社寺改正」⁽⁴⁾の結果と考えられる。

本稿は、前号同様、まず錦織が草稿を作成し、これを、典拠となつた「那賀郡神社書上帳」等と照らし合わせながら山崎が確認・修正して成ったものである。

はじめに

『石見国神社記』全八巻（卷一 安濃郡、卷二 那賀郡上、卷四

那賀郡下、卷五 那智郡上、卷六 那智郡下、卷七 美濃郡、卷八 鹿足郡）は、一八七〇（明治三）年から翌年にかけて実施された石見地方全域の神社調査——明治三年閏十月二十八日付「大小神社ノ規則ヲ制定スヘキニ由リ査点条件ヲ定ム」の太政官布告に基づく——の報告に依拠しつつ、各社伝や棟札からの情報をも加味して、浜田在住の国学者藤井宗雄（一八二三～一九〇六）が、独自の解釈も交えながら石見地方の神社・小祠・森神を村ごとに網羅・概観した著作である。

本号では前号に引き続き、錦織稔之との共同作業により、卷三 那賀郡上の後半部を翻刻する。今回の翻刻分で特徴的なことは、記載された諸村のうち、最初の都

註

（1）安丸良夫・宮地正人校注『日本近代思想大系五 宗教と国家』（岩波書店、一九八八年）、四三五頁。

（2）藤井宗雄が中心となつて、銀山領と浜田藩において実施された神社調査の報告「原帳」は、島根県立図書館蔵「寺社史料」中に収められている。それらは、「安濃郡神社書上帳」（三八五）「寺社史料」における整理番号を示す。以下同じ、「邇摩郡神社書上帳 上下」（三八一）、「那賀郡神社書上帳」（一四九）、「那賀郡神社書上帳 二」（三八三）、「邑智郡神社帳 上」（一四八）、「美濃郡神社書上帳 上」（三八四）である。

(3) 藤井宗雄「自記年表」(藤井靖久氏所蔵)によると、明治四年十一月に「津

和野桑原秀久来リ津和野領附ノ内那賀邑智ノ神社取調ヲ依頼ニヨリ書取ノ上県
府へ差出ス」とされる(拙稿「翻刻 藤井宗雄著『石見国神社記』卷一 遠摩郡」
『山陰研究』第三号、二〇一〇年)の附録、「藤井宗雄の著作について」、一六
三頁)。この「書取」は、「那賀郡神社帳 邑智郡神社帳下」(二五〇)として、
島根県立図書館蔵「寺社史料」のなかに現存している。

(4) 加部巖夫編『於杼呂我中 龜井茲監伝』(マツノ書店、一九八二年。原本は
一九〇五年)、四六二—四六六頁を参照のこと。(山崎)

翻刻の凡例

○『石見国神社記』卷三 那賀郡上は、著者藤井宗雄が鴨島實に清書させたもので、
奥書によればその書き終えは明治十九年九月である。那賀郡内の概ね東部に位置
する四十八村分が収められている。本号では、前号で翻刻した前半の二十九村分
に統いて、後半の残り十九村分を翻刻した。

○原文は清書後、藤井自身が確認し、朱筆を入れている。翻刻に当たっては、誤字
訂正や書き換えの指示は、もとの文字上に抹消線「——」を引き、その傍らに朱
筆による訂正文字をゴシック太字で表記した。脱字箇所への加筆の場合は、その
指示位置に訂正文字をゴシック太字で挿入した。また、記載位置の変更について
は朱筆の指示に従って訂正してある。

○原文の記述の内容は、元の資料となった「那賀郡神社書上帳」(島根県立図書館
蔵「寺社史料」二四九)ならびに「那賀郡神社帳 邑智郡神社帳下」(二五〇)
と対照させている。特に小社や森神の項目において、()は、書上帳等での
異なる表記を、また「 」は、『石見国神社記』原文にはないが書上帳等に見
られる字句を示している。

○旧字・異体字等は基本的に常用漢字に改めたが、神名・神社名・人名・地名は、
もとの字体のままにした。

○変体仮名も基本的に現行仮名に改めたが、助詞などに用いられる江(え)・而
(て)・与(と)・者(は)・茂(も)等は、小書きにしてそのまま用いている。

○原文の誤記と思われる箇所は、その傍らに「(〇〇)」を付して正すか、「(ママ)」、
もしくは「(〇〇カ)」と推定される字句を付した。

○原文のなかで示された棟札などの判読不能箇所は「■」で、虫喰等で現在判読困

難な原文の箇所は「□」で示した。

○読み手の利便を図るため、適宜、読点「、」や並列点「・」を加えた。

○* は、翻刻者による註記を示す。(山崎・錦織)

都於郷（つゆのさと）

*『和名抄』所載の郷名。

都川村

田代山神社

田代山鎮坐○旧号山王神社、明治四辛未年正月改稱

祭神、詳ならず○神体、木像

宗雄云、大山咋神ならむか

祭日、九月十日

建物、本社・拝殿・神樂殿・鳥居

相殿、大社、祭神出雲國大社に同じ、神体木像、天保二辛卯年勧請、祭日八月

朔日

同、茗供神社、祭神詳ならず、神体木像、祭日九月十一日

同、河内神社、祭神詳ならず、神体木像、祭日九月十一日

同、相殿坐神、祭神詳ならず、神体木像、旧号大明神、祭日九月十一日

同、地主社、祭神詳ならず、神体石像、祭日九月十一日

同、河内神社、祭神詳ならず、神体木像、祭日九月十一日

同、大元神社、祭神詳ならず、祭日九月十一日

同、客宮、祭神詳ならず、神体木像、祭日九月十一日

同、河内神社、祭神詳ならず、神体木像、祭日九月十一日

同、地主社、祭神詳ならず、神体鏡、祭日九月十一日

同、藪神社、祭神詳ならず、神体鏡、祭日九月十一日

末社、地主社、祭神詳ならず、慶應三丁卯年村中所々より合併遷座、祭日九月

十一日

大元神社

丸か谷鎮坐

祭神、國常立神○神体、鏡

祭日、六月十四日

建物、本社・拝殿・鳥居

本郷村

八幡宮

松柏山鎮坐○社伝に天正中再建

祭神、仲哀天皇・應神天皇・神功皇后○神体、木像三

祭日、八月廿三日

建物、本社・拝殿・神樂殿・鳥居

相殿、荒神社（アラカミ）、祭神詳ならず（アラカミ）、祭日八月廿三日

同、大諏訪神社（アラカミ）、祭神御穗須々美命（アラカミ）、祭日三月廿八日

同、銅座谷の大原神社（アラカミ）、祭神豊宇氣毘賣神（アラカミ）、宝永七庚寅年再建

同、新屋谷の大元神社（アラカミ）、祭神國常立神（アラカミ）、祭日十月十三日

末社、地主神、祭神詳ならず、慶應三丁卯年村中所々より合併遷座、祭日十月

十日

大元神社

戸川の大平山に鎮坐

祭神、國常立神○神体、木像

祭日、三月十一日

建物、本社・神樂殿

相殿、若宮、祭神仁德天皇（アラカミ）、祭日三月十一日

重富村

八幡宮

岡田山鎮坐○寛元三乙巳年勧請

祭神、仲哀天皇・應神天皇・神功皇后○神体、木像三

祭日、八月廿六日

建物、本社・拝殿・神樂殿・鳥居

相殿、大社①、祭神出雲國大社に同し①、神体木札○天保二辛卯年勧請①、祭

日八月朔日

同、大元神社①、祭神國常立神①、神体鏡①、祭日九月廿五日

同、天滿宮①、祭神菅原道實公①、神体木像①、祭日「九月」廿五日

同、和田村の内括尾谷の大原神社①、^(社)祭神詳ならず①、祭日九月廿五日

末社、地主社、祭神詳ならず、慶応三年丁卯年村中所々より合併遷座、祭日九月廿五日

社人、二宮氏、家筋初代二宮武太夫、次に十太夫、次に佐右衛門、次に弥三太夫、次に丹後、次に上総、次に若狭、次に大隅、次に筑後、次に河内、次に主膳、次に眞鈴、次に二宮眞人なり

八木村

坂本諏訪神社

坂根山鎮坐○勧請詳ならず、神体に文明十二庚子と記あり

祭神、両社とも詳ならず○神体、木像二

宗雄云、坂本神社は近江国坂本に由あらむか、諏訪神社は信濃国諏訪郡南方刀美神社二座を、玉禪に一宮記云大己貴命二男建御名方刀美命也、号諏訪大明神トモアリ、其一座は后神八坂刀賣命とまをすとあり、此辺にて諏訪神と申は大概大己貴命を申して右は此神の亦名と心得たるか多し

祭日、十月六日

建物、本社・拝殿

相殿、弥栄神社、祭神須佐之男命①、神体木像一○旧号祇園社①、祭日十月六

日
未社、地主社、祭神詳ならず、慶応三年丁卯年村中所々より合併遷座、祭日九月廿五日

来尾村

来尾神社

大町山鎮坐○旧号十二所権現、明治四辛未年正月改称

祭神、伊邪那美神・八十杵津日神・神直毘神・大直毘神・底津綿津見神・底筒之男命・中津綿津見神・中筒之男命・上津綿津見神・上筒之男命・豫母都事解之男神・速玉之男神○神体、石像

祭日、九月廿一日

建物、本社・神樂殿

相殿、坂本神社①、祭神詳ならず①、神体木像①、祭日九月廿二日

末社、地主社、祭神詳ならず、慶応三年丁卯年村中所々より合併遷座、祭日九月廿二日

七谷山鎮坐○寛元元癸卯年四月九日勧請

祭神、仲哀天皇・應神天皇・仁德天皇

祭日、八月十五日

建物、本社・拝殿・神樂殿・神門・鳥居

相殿、嚴嶋神社、祭神市杵嶋比賣命、祭日八月十五日

同、武内神社、祭神武内大臣、旧号松堂宮、明治四辛未年正月改称、祭日八月

十五日

宗雄云、松堂は諸所に末堂社マツとあるに同じ、末社の義なるを仏さまに末堂と

書き、更に社の字を加たるなるへし

同、若宮、祭神仁德天皇、祭日八月十五日

同、大石の大元神社、祭神國常立神、祭日三月廿四日

同、土居谷の大元神社、祭神國常立神、祭日六月廿日

同、衣毘須神社、祭神蛭子、祭日正月廿日

同、土居谷の弥栄神社、祭神天之忍穗耳命・天之穗日命・天津日子根命・活津
日子根命・熊野久須毘命・須佐之男命・稻田比賣命・多紀理毘賣命・狹依毘賣
命・多岐都比賣命、旧号祇園社、山根大和代再建、祭日三月十四日

同、小具の田中（仲）神社、祭神宇氣母智神、祭日十月十一日

末社、地主社、祭神詳ならず、慶応三年丁卯年村中所々より合併遷座、祭日十月

十一日

社人、吉川氏、家筋初代社僧神宮寺宥日、次に宥性、次に宥祇、次に宥識、次

に宥賢、次に長圓、次に宥慈、次に宥慶、次に長祢、次に宥祖、次に宥祇、次
に宥成、次に宥泉、次に宥盛、次に宥圓、次に宥海、次に宥海、次

に良導、次に宥宋、次に宥興、次に宥禪、次に宥覺、次に文海、次に宥單、次
に玉光、次に秀翁、次に辨應、次に實應、次に吉川應なり、元社僧、明治元戊

辰年復飾

山邊神社

八色山鎮坐○白雉三王子年七月勧請、社伝に大和国山邊郡布都村石上神社奉遷、

福屋兵衛治郎兼仲・福屋幡磨守兼香再建の棟札ありとあり

宗雄云、土人の言伝に八色石權現と申し、旧く城山に鎮坐しか、何頃か兵乱
のとき、神体いまの地に在り、故に社を建と云り

祭神、布都之御魂○神体、石像

祭日、十月八日

建物、本社・鳥居

社人、山根氏、家筋初代山根左京進、次に右京進、次に左近、次に右京進、次
に内記、次に左兵衛、次に權太夫、次に佐太夫、次に六郎左衛門尉、次に四郎

太夫、次に次郎左衛門尉、次に左京、次に内藏太夫、次に弥三郎、次に宗七、
次に右近、次に武藏、次に越後、次に主計、次に大和、次に三速、次に愛之助、
次に左馬之助、次に隼人之助、次に山根兼雄なり

愛宕神社

愛宕山鎮座○仁治三壬寅年勧請、愛宕山に鎮坐、何頃か旧地岩崎山清瀧の上よ
り遷す、社伝に福屋亡落の後、今地に遷とあり

祭神、伊邪那美神・迦具土神

祭日、三月廿四日

建物、本社・神樂殿・鳥居

相殿、稻荷神社、祭神大山祇神・豊宇氣毘賣神・埴（埴）山毘賣神、祭日三月

廿四日

嚴嶋神社

土居谷鎮坐○寛元元癸卯年勧請、宝永七庚寅年再建

祭神、狹依毘賣命○神体、鏡台

祭日、六月十七日

- 同、坂本谷の大元神社、祭神國常立神、神体木像、祭日八月廿九日
同、宮ノ原の若宮、祭神仁德天皇、祭日八月廿九日
同、宮尻の田仲神社、祭神豐宇氣毘賣神、祭日「八月」廿九日
同、桑原の大神宮、祭神詳ならず、祭日八月廿九日
同、宮原後の大元神社、祭神國常立神、祭日八月廿九日
同、宮原の宮原神社、祭神詳ならず、旧号大明神、祭日八月廿九日
末社、地主社、祭神詳ならず、慶応三丁卯年村中所々より合併遷座、祭日八月廿九日
- 大歲神社
土屋鎮坐
祭神、大歲神○神体、木像
祭日、定無し
建物、本社
相殿、八幡宮、祭神詳ならず、神体石像
同、大元神社、祭神詳ならず、神体木像
同、北山谷の大歲神社、祭神詳ならず
同、土屋谷の大歲神社、祭神詳ならず、神体木像
同、北山谷の大歲神社、祭神詳ならず
同、土屋谷の金刀比羅宮、祭神大物主神・崇德天皇、旧号金毘羅社
末社、地主社、祭神詳ならず、慶応三丁卯年村中所々より合併遷座、祭日十月十七日（十月七日）
- 木田村
八幡宮
濱松山鎮坐○勧請詳ならず、神体に應永二十年巳と記あり
- 岩倉山神社
應地山神社
祭神、詳ならず○神体、木像
祭日、九月廿九日
建物、本社・拝殿
應地山鎮坐○舊号若一王子社、明治四辛未年正月改稱
白角の岩倉山鎮坐○舊号若一王子社、明治四辛未年正月改稱
祭神、詳ならず○神体、木像
祭日、九月廿九日
建物、本社
- 祭神、仲哀天皇・應神天皇・神功皇后○神体、木像三
祭日、八月十二日
建物、本社・拝殿・神樂殿・鳥居
社領、無し、社祿現米三石
相殿、大社、祭神出雲國大社に同じ、神体木札、天保二辛卯年勧請、祭日八月朔日
同、住吉神社、祭神底筒之男命・中筒之男命・上筒之男命、神体木像、祭日九月十九日
同、神宮、祭神詳ならず、神体木像二、祭日九月十九日
同、大元神社、祭神國常立神、祭日九月十九日
同、大元神社、祭神國常立神、祭日九月十九日
同、大元神社、祭神詳ならず、神体木像一、祭日九月十（廿）九日
末社、地主社、祭神詳ならず、慶応三丁卯年村中所々より合併遷座、祭日九月廿九日
- 祭神、仲哀天皇・應神天皇・神功皇后○神体、木像三
祭日、八月十二日
建物、本社・拝殿・神樂殿・鳥居
社領、無し、社祿現米三石
相殿、大社、祭神出雲國大社に同じ、神体木札、天保二辛卯年勧請、祭日八月朔日
同、住吉神社、祭神底筒之男命・中筒之男命・上筒之男命、神体木像、祭日九月十九日
同、神宮、祭神詳ならず、神体木像二、祭日九月十九日
同、大元神社、祭神國常立神、祭日九月十九日
同、大元神社、祭神國常立神、祭日九月十九日
同、大元神社、祭神詳ならず、神体木像一、祭日九月十（廿）九日
末社、地主社、祭神詳ならず、慶応三丁卯年村中所々より合併遷座、祭日九月廿九日

原井村

八幡宮

久光山鎮坐

祭神、八幡三所神（應神天皇・仲哀天皇・神功皇后）○神体、中、衣冠立像、弓矢ヲ持玉フ、長一尺四寸、左、衣冠立像、笏ヲ持玉フ、一尺四寸六分、右、女体立像、笏ヲ持玉フ、一尺三寸五分

祭日、八月十五日

建物、本社・拝所・神楽所・鳥居

棟札、奉建立神殿一宇、大檀那藤原朝臣元春、本願者森脇次良左エ門尉・中間

七良右エ門尉、天正二年甲戌年八月吉辰、大工東方源左エ門尉、裏ニ原井村八

幡宮○修覆八幡三所大神宮、願主松平姓源康照公、神主平野好忠、奉行打出与

三右エ門、承応二癸巳歳八月吉日○奉建立八幡大菩薩鳥居^井_塔百四十五段、承

応三甲午年八月十五日、厚蓮社深譽一角上人敬白、大工棟梁那賀郡長濱村内藤

原勝三郎長喜○造替八幡三所大神宮神殿・幣殿・拝殿・神樂殿、願主松平姓源

康程公、次惣子中、神主平野隼人忠次、元禄十三庚辰十一月十四日遷宮○奉

記八幡大神拝殿造替一字、棟札文中略、当所鎮護乃異靈波山城国男山^{与利}奉勧請

云云、去年冬無神月中旬変害成雷物哉、神殿・拝殿悉久炎上云云、今度抽丹誠乎

則拝殿造替云云、文化八乙亥年中秋十四日、願主惣子、町大年寄鳥羽登三郎・

同鳥羽文三郎・同本田七良左エ門、目代吉岡権八、濱田浦大年寄村田善左エ門、

普請世話方上柳半兵衛、原井庄村屋山崎光右エ門、当社祠官平野富衛忠久、番

匠棟梁東方長右エ門、木挽高野十左エ門、鍛冶村田善左エ門・同宇山治作
宝器、鏡二面

社領、除地三石七斗五升八合、此現米一石七斗九升三合

末社、手置帆負命・彦狹知命神社、祭神手置帆負命・彦狹知命、神体、中、

立像一尺九寸八分、左、衣冠立像一尺六寸五分、右、衣冠同寸、相殿、若宮社
(若宮八幡宮上匠神社)・醫祖神社・金工祖神

末社、田神社(一)、神体幣

同、伊勢両太神宮(一)、神体幣

同、熊野神社(一)、神体幣

同、稻荷社(一)、神体白狐、高凡五寸

同、上山稻荷社(一)、神体神璽管

社人、平野、家筋平野甚右衛門、天正二甲戌年、当社神職ニ相成、当主齡マテ

九代相続

天満宮

神南山鎮坐

祭神、菅原道眞公○神体、木像、衣冠坐像、長一尺一寸六分、左、同様、長五

寸六分

祭日、六月廿五日

建物、本社・幣殿・拝所・「神輿庫・御供所」・鳥居

棟札、元文四年五月十七日、新路出来云云、元文五庚申年六月廿三日、社司江

木賀内定廣○奉記神並山天神社頭造替、社司定廣、文中略、往古ヨリ此所ニ祭

ル歴代不知云云、天正ノ比造替云云、元禄十一戊寅三月廿三日、新殿成就シテ移セリ云

享保十已年、大變煙燒云云、享保十一丙午九月廿三日、新殿成就シテ移セリ云

云、寛延二己巳年六月廿三日遷宮○奉記濱田神南山市場天満宮造替棟札、文化

十一甲戌六月廿二日、神主江木右門廣茂○御寄附銀札四貫目、御願主從四位侍

従兼周防守源康任朝臣、文政十丁亥年十一月、奉行岡田惣左衛門、裏ニ一貫目

岡田頼母元善殿、取替都合五貫目ニテ黒川ニテ二反七畝歩、高ニ石八斗三升買
請之審才

末社、大地主神

同、木花咲耶比賣命

同、三柱神社^{***}・祭神天照大御神・稻荷神・天満宮○旧号照姫神社と唱へ城山に鎮坐、元和中稻荷神を合祭し、慶応四丙寅年七月天満宮を勧請す

同、姫栖神社^{***}・祭神姫靈神○松平周防守在城中勧請と申伝ふ、祭日正三五九月十七日

宗雄云、この三柱神社・姫栖神社は淺井村濱田城の郭内と地獄谷とに有しか、維新の際、当地に遷坐

社人、江木氏、家筋出雲国造五十四代孝時子小野惣兵衛清孝、暦応年中当國移住、大元神社社職となる、夫より十三代定通次男右門定次、元和中当社神職となり別家す、夫より縁まで十一代相続

衣（惠）美須神社

戎町鎮坐

祭神、言（事）代主命○神体、木像、長五寸

祭日、十月廿日

建物、本社・「幣殿」・拝所・「御供所・鳥居」

棟札、濱田八町惠美須宮修覆、明和六己丑十月十九日、願主佐々木吉次郎清安・同大田森左衛門茂尊、裏ニ大年寄志賀野仙左衛門・鳥羽傳十郎・中村彦左衛門、祭祀主江木右門定廣

今宮「神若宮」神社

田畠山鎮坐

祭神、素盞鳴尊○神体、鏡、径八寸、但し八花角、裏銘一條院、長保五歳九月

九日、安明貴寶弗劍而鏡

宗雄云、後世の作にして当時の物に非ざること一條院と有にて知べし

祭日、九月九日

建物、本社・「幣殿」・拝所・「神樂所」・鳥居

棟札、奉建立御本殿若宮大明神、長曆三己卯五月○若宮大明神御本社建立仕候、

文龜二壬戌年三月下旬、願主持田神兵衛、大工棟梁佐々木幸左衛門

宗雄云、文龜二年始て勧請せしものなるべし、長曆三年の建立とするハ信かたし

再建今宮大明神、正徳三癸巳五月十五日、祠^{（マツル）}岡本采女政秀○奉寄進青白幡、

元文元丙辰年九月九日○奉葺替今宮大明神、元文四己未年四月九日、祠官岡本采女政秀・同舍人○奉寄進畠畝武反四畝廿五步、宝曆三酉二月八日、願主三澤金重郎・三澤五郎右衛門○造替鳥居、宝曆八戌^{（マツル）}寅九月、願主福田次部兵衛・八百屋五郎左衛門、祠官岡本戸鳶○建立今宮大明神幣殿・拝殿、寛政三辛亥九月六日、祠官岡本津森豊政○葺替今宮大明神、文政三庚辰九月六日、神主岡本主水正親○修覆今宮大明神、慶応三卯九月七日、神主岡本因幡大中臣正保

社領、除地三石三斗五合、此現米一石一斗六升六合

相殿、若宮八幡宮、神体鏡、径三寸五分、裏に松鶴亀、小刀、長一尺二寸三分、藤四郎

末社、稻荷社、神体笛○棟札、奉造立稻荷大明神、正徳元辛卯年六月吉日、石濱社司岡本政秀○造替稻荷社、延享四丁卯年九月吉辰^{（マツル）}、願主京都大文字屋平兵衛・濱田松尾助五郎○天明七丁午二月初午日、是所奉鎮坐紺屋町大年寄稻葉屋德左衛門

宗雄云、正徳元年に既に見ゆ、然ばは是所奉鎮坐とは此時に京都伏見より笛を下せしを謂なるへし

社人、岡本、家筋大中臣清麿三世大中臣祐平ヨリ三十五代岡本美作守春正次男松千代丸、慶長年中社職となり、当祐信マテ八代相続

嚴嶋神社

瀬戸島汀應山鎮坐

祭神、市杵嶋姫命・「田心姫命・瑞津姫命」○神体、木像、男女二柱、外二小

十体

祭日、六月十八日

建物、本社・幣殿・拝所・水盥所*・「供物所」・鳥居

棟札、奉造立嚴嶋大明神宮殿一字、元和三年丁巳九月、当社嚴嶋大明神自五薦、

正平九年甲午十一月之比、当郷瀬戸之薦飛來給云○延宝三乙卯閏四月吉日、

神主江木左門太夫定常、小石見瀬田村瀬戸薦垂跡給、当社明神者十一面之玉牙

也、然所自五嶋、正平九年甲午十一月之比、瀬戸薦飛來給、然間云○瀬戸嚴

嶋大明神、瀬田村瀬戸嶋大明神御本神者市杵嶋比賣命也、然是神自五嶋遷彼嶋、

因茲正平九年甲午十一月、是嶋宮造、其後貞治六年戊申十一月十二日、足利高

氏加社領云云、然今社頭及破損云云、当村氏子中庄宦^(マツ)田氏信心唯一云云、奉造立云云、元禄五年壬申八月吉祥日、当村船頭中庄宦^(マツ)田善佐衛門尉、神主祠

宦江木左門太夫定常・同宮内定榮○瀬戸汀應山嚴嶋大明神社、元文二年丁巳九

月二日、祠官江木宮内定榮・同主計定久○奉再建石見国那賀郡瀬戸箇薦嚴嶋大

明神本殿一字、天保十三壬寅長月廿八日、大宮司小野宮内定榮

宝器、陶器一、銘に新又、延宝六乙午十一月吉日、裏に河上善左衛門

末社、金刀比羅社

栗嶋神社

鶴鳴山鎮坐

祭神、少彦名命○神体、木像、長一尺三寸三分

由來、栗嶋神社勧請、嘉吉・文安年中、住職中絶、記録無之、年曆相分不申候、

宝曆七年丑九月再建被仰付、同八年寅正月五日普請始、四月四日成就、同十一

月十日松平周防守康福殿御參詣

宗雄云、是は天明六丙午年閏十月の書上にて、御尋ニ付差上候書附とあり

祭日、三月三日

建物、本殿・廊下・拝殿・水盥所*・鳥居

棟札、奉再建栗嶋大明神本殿・廊下・拝殿、弘化二年乙巳霜月三日上棟、石州

小石見郷瀬田城下鶴鳴山寶福密寺、現住良恵代

大歳神社

薦嶋鎮坐

祭神、大歳神・宇賀(稻倉)魂神○神体、木像一、男体長一尺六寸六分、女体

長一尺九寸三分

祭日、九月十三日

建物、本殿(社)・幣殿*・拝所・神樂所・水盥所*・鳥居

棟札、奉立造大歳大明神宮殿一字、右旨趣^(マツ)者將軍様御子孫繁昌御祈念所敬白、元和五年己未^(マツ)吉日、瀬田村之内神主甚兵衛篠江神左衛門、願主石田与右衛

門、裏に小岩見大歳大明神、両面鏡聖武天皇神龜二乙丑六月朔日勧請、後一條

院天皇、寛仁四庚申年中納言常方卿御奉納

宗雄云、此鏡ハ元龜・天正の比、流行の薄銅にて作りしものにて珍らしから
ず、且つ墨色新らしく、又神龜・寛仁ともに信がたし奉記石州那賀郡原井村大歳神社再建一字、明和三年丙戌年六月朔日、願主瀬田浦
産子頭大年寄村田善左エ門道賢、社主河野式部大江正久・同河野千薦大江正武、
文に神龜二乙丑六月朔日、當所某、此神德^(マツ)於仰^(マツ)伊勢度会郡大歳乃^(マツ)神社ヲ奉遷此
所云云、社主正久經營云云、宝曆六丙子年九月中旬二日云云、明和三年丙戌六月
朔日、社主正武、大願成就^(マツ)新殿神樂奉幣^(マツ)云

宝器、鏡一、径五寸二分、由來既に出づ

社領、無し

末社、衣(恵)毘須社

同、嚴嶋社

同、宇賀社

同、稻荷社

社人、河野、家筋先々世代未詳、天正年中右膳匡郡ヨリ豊マテ十五代相続

鶴亀あり、外に鏡形の銅、径八寸、表に三尊仏あり
住吉「神風」神社

鳥崎山鎮坐

祭神、表筒男命・中筒男命・底筒男命・神功皇后（科戸邊命）○神体、鏡四、
徑共五寸、木札四、享保十一歲午十二月吉辰とあり

由来、未詳

宗雄云、当社は享保中、松平周防守殿、淺井村より移されしといふ、同村に
旧地あり、また河上家に其由、慥に書伝しものあり

祭日、六月晦日

建物、本社・拝殿（所）・「神樂所」・鳥居

棟札、濱田城下島崎山住吉神社並幣殿三区、棟札文に從四位下侍従兼周防守源

朝臣康福公、御社平崇敬玉比^言造替云云、寛政二年庚戌、嗣^乃君從五位下周防守
源朝臣康定公、猶毛御神德平敬^比恐美給^比有司^尔仰^{世氏}本社・幣殿乎副^仁新^尔造^{良世}賜^比

云云、寛政二年庚戌卯月十五日、岡田権平治元善・松平亘康鉢・岡田求馬興元・
谷口勘兵衛綱珍・木村嘉織榮政・高橋金左衛門一慶・大岡民右衛門奉種・岡村

龜右衛門勝知、寺社方原村輪左衛門知政、普請奉行田中與左衛門寛栄・同斯波
權之進長昌、大工頭中村甚助位春・同中村善兵衛賢満、神主河野千鶴^{ミツル}満

相殿、風神社、神体木像、長九寸
宗雄云、この棟札、慶応二丙寅の変動の時、損したる由なり

末社、和田津見社

同、金刀比羅社

大元神社

折戸高田山鎮坐

祭神、「石見」國魂神・大國主神・少彦名神^{***}○神体、鏡一、徑五寸、裏に松

鶴亀あり、外に鏡形の銅、径八寸、表に三尊仏あり
宗雄云、大元神ハ大御食神なること別に考あり

祭日、十月中亥日・八月十日

建物、神殿（本社）・「幣殿」・拝殿（所）・鳥居

棟札、小野村高田山大元大明神、元文元内辰九月吉祥日、祝官江木宮内少輔定
榮、裏に神前九尺二間、拝殿二間三間

宗雄云、文保元年八月二日、元禄五申年十二月五日と記したる棟札一枚あれ
と取らす

濱田城下大元神社、文政十丁亥年三月吉祥日、神主江木宮内藤原定惠・同大膳
藤原定善、文に小石見郷小野村高田山大元大神、天応元年斎初、祭神國魂神・
大國主神・少彦名神三柱、往昔大元醫應大神ト称、祭日十月中亥日

宝器、太刀六、獅子二頭、裏に嘉応元年八月とあり、又寛永二十二年八月九日
彩色寄進仁竹田清左衛門、神主江木對馬・同宮内、石州那賀郡濱田村、また嘉
応元年己丑八月十日、正徳四年六月吉日ヌリ替、山中孫^{シロ}・同次郎三郎、祠^{ノミ}宦^ミ
江木定榮

宗雄云、東水の寄進にて、嘉応とあるは信かたし

社領、除地二石三斗八升六合、此現米四斗七升六合

末社、金刀比羅社、神体カネノ幣

同、稻荷社、神体神璽^{シヤク}笛、證書、天保五年十二月豊日、石州濱田御家臣岡田
頼母殿、本宮御殿預従四位上行撰津守荷田宿禰信純、印

宗雄云、こは山城国伏見の稻荷神社を勧遷せしものなるへし

同、木工祖神、神体石

同、江木氏靈神

社人、江木氏、家筋出雲国造五十四代孝時子小野惣兵衛清孝、歴応年中石見郷
住居、夫^より十三代定通次男定次、元和中天満宮神職^{トナ}才^{タメ}別家木、十七代定

榮無子、元祖清孝ノ由緒ヲ以テ出雲国造六十六代恒孝ノ孫定久ヲ養子ト木、清孝ヨ申り榮ヲ二十三代相続

宗雄云、当家に天正九卯月廿日、朝枝恩幡守高明より大本神田の牒、同十一

年十月十四日、井頭宗右衛門以下四名より江木宗兵衛へ大本神田領之牒、慶長五年十月二日、淺泉より臨郷庵大本御式地の牒、同八年三月三日、三上助右衛門より江木宗兵衛へ小石見十二社之内御祇園神田の牒、また天文十二年

七月二十六日、正兼より江木雅樂頭へ屋敷の牒あり、正兼は福屋家なるへし

稻荷神社

下山惠布利峯鎮坐○享保十四己酉年、伏見ヨリ勧請

祭神、宇賀（稻倉）魂神○神体、「神璽」

祭日、二月初午日・六月十五日

建物、本殿（社）・「幣殿」・拝所・「仮宮」・鳥居

末社、猿田彦社

社人、田中清見

小社三十二（二）所

瀬戸ヶ島の蛭子社○同所の住吉社○同所の稻荷社○同所の稻荷社○同所の大黒社○馬嶋の嚴嶋社○矢ノ嶋の嚴嶋社○動の稻荷社○野原大休の稻荷社○柳内の稻荷社○小石川の住吉神○青川の閻止神○青の石神*○青口の毘沙門社○十念寺の八幡宮○觀音寺の秋葉社○洞泉寺の稻荷社○寶珠院の大黒社○地久寺の天満宮○辻町の埴安社○地久寺の稻荷社○玉林寺の嚴嶋社○笛屋丁の稻荷社○新道の稻荷社○中原井の稻荷社○中原井田の稻荷社○土手の稻荷社○同所の稻荷社○同所の稻荷社○一丁田の稻荷社○同所の稻荷社○同所の稻荷社

森神十四所

うはこせ（乳母御前）の地主神○飯森山の地主神○鷹巣の地主神○塚段の地主神○河内上の地主神○堂屋敷の地主神○くとし（クトシ）の地主神○長畠の地

主神○大前の地主神○とふとこ（堂床）の地主神○京塚の地主神○宮前の大元神○松嶋の地主神○瀬戸嶋の地主神
 * 「那賀郡神社書上帳」では、この三柱神社は「郭内鎮座」、姫栖神社は「龜山鎮座」として、いざれも淺井村の神社として書き上げられていた。この点は、直後の藤井宗雄の言からも窺うことができる。
 ** 「那賀郡神社書上帳」では、「大國主神・少彦名神」の代わりに、「大汝小汝神」とある。

淺井神社

淺井村*

淺井鎮坐

祭神、大己貴神（命）・嚴嶋神○神体、木像四、長七寸、六寸五分、六寸五分、六寸

祭日、霜月十五日**・三月十七日
 建物、本殿（社）・拝所・鳥居

棟札、再建、元和八壬戌年、願主攝州大坂住南都藤原朝臣富嶋吉右衛門家次○再建淺井大明神、寛文十一辛亥霜月十一日○再建、元禄九丙子十一月廿七日、当村庄_(マツ)河上甚三郎利春、神主江木定榮、文に当社神大己貴神云々、古田大膳大夫御内願主攝州大坂住南都藤原朝臣富嶋吉右衛門尉建立仕者也、当御神事霜月十五日、為御祭米、壹石当村百姓中エ相渡申候、毎年五斗宛利足末代無懈怠可相勤者也、家次跡統金田六兵衛、寛文十一再建、此度金田喜兵衛元久・同光久云○修復、寛延二己巳十一月十六日、富嶋吉右衛門五代孫藤原姓流瓦師金田六兵衛家長・嫡子吉良平家治、庄屋河上甚五郎正房、神主江木千倉定富○再修復嚴嶋社、安永二癸巳十一月十七日、願主富嶋六兵衛、庄屋河上次左衛門正

- 倚、祠官江木大膳定直○再修復、文化元甲子十一月十六日、富嶠六兵衛峯穹・
同六三郎森昌、庄屋河上甚右衛門正明
- 末社、惠美須（寿）神・古田靈神・鹿嶋神○棟札、再建正保十五庚戌年、金田
光久・同家長古祭歴代、万治三^{正保}年^享鎮祭
- 静窟神社
- 迫驛鎮坐
- 祭神、大穴牟遲命・少名牟遲命○神体、幣
- 祭日、九月五日
- 建物、本殿（社）・鳥居
- 棟札、安永三甲午曆十二月十一日、願主田原半六直房、祭主江木右門藤原定廣
- 山神社
- 土師（櫨）山鎮坐
- 祭神、未詳○神体、幣
- 祭日、三月廿五日
- 建物、本社・鳥居
- 棟札、再建、延宝三乙卯九月十一日、神主岡本甚太夫正次○上貢、元禄五壬申
曆六月吉日、松原町氏子中略之○建立幣殿・拝殿・神樂殿、明和八辛卯、大願
主西川兼右衛門吉敬・嫡子西川喜膳吉环、世話人益田屋吉田善三郎利泰・佐野
屋田原庄三郎福親・松原屋天津兵五郎貴達、惣氏子松原町浦、文に当社嚴嶋大
明神^者、社伝云、市杵鳴姬命^并客人神社^ヲ合セ祭ル、一條院応保二壬午年六月
十七日、安藝國佐伯郡之神社^ヲ以奉鎮坐云云、延宝三、建立有テヨリ以来年曆
積テ悉ク破壊云云、大守防州康福公被為仰神威、建立ノ事^ヲ被命功成家臣西川
兼右衛門吉敬、于時勘定頭、以為氏子云云、御領内令勸化、既成就畢、神主岡
本掃部、松原役人三浦善九郎・三浦仲四郎○再建本殿一字^并幣殿・拝殿、大願
主三浦善九郎、天保十四癸卯臘月五日、神主岡本主水大中臣正親、浦大年寄三
浦善九郎・三浦忠四郎○本社葺替、元治元甲子年九月廿一日、神主岡本因幡大
中臣正保、浦大年寄三浦佐五郎・三浦惣三郎
- 金刀比羅神社
- 外浦鎮坐
- 祭神、大物主命・崇德天皇○神体、木像一、長六寸、一尺
- 祭日、六月十日
- 建物、本社・「幣殿」・拝所・鳥居
- 棟札、厨子、延享三丙寅五月、施主正多屋清吉良○鳥居、宝曆九己卯六月十日、
現住正興則行代○再建、弘化二乙巳九月、当院現住眞運社宗譽上人法阿性月良
祐大和尚○葺替、万延二庚申九月
- 若宮八幡宮
- 松原神應山鎮坐
- 宗雄云、当社は当地固有の社にて古く新庄八幡宮と称す、近時零落して須賀
- 末社、稻荷社
- 社人、江木下枝（江木縁）
- 嚴鳴神社
- 松原岩崎山鎮坐
- 祭神、市杵鳴姫命○神体、鏡一、徑一寸、木像一、長五寸五分、鏡一、徑六寸、
銘に嚴嶋大明神御鏡、元禄十六癸未天、山崎氏、霜月日、人見和泉作
- 祭日、六月十七日
- 建物、本殿（社）・幣殿（釣屋）・拝殿（所）・鳥居
- 棟札、再建、延宝三乙卯九月十一日、神主岡本甚太夫正次○上貢、元禄五壬申
曆六月吉日、松原町氏子中略之○建立幣殿・拝殿・神樂殿、明和八辛卯、大願
主西川兼右衛門吉敬・嫡子西川喜膳吉环、世話人益田屋吉田善三郎利泰・佐野
屋田原庄三郎福親・松原屋天津兵五郎貴達、惣氏子松原町浦、文に当社嚴嶋大
明神^者、社伝云、市杵鳴姫命^并客人神社^ヲ合セ祭ル、一條院応保二壬午年六月
十七日、安藝國佐伯郡之神社^ヲ以奉鎮坐云云、延宝三、建立有テヨリ以来年曆
積テ悉ク破壊云云、大守防州康福公被為仰神威、建立ノ事^ヲ被命功成家臣西川
兼右衛門吉敬、于時勘定頭、以為氏子云云、御領内令勸化、既成就畢、神主岡
本掃部、松原役人三浦善九郎・三浦仲四郎○再建本殿一字^并幣殿・拝殿、大願
主三浦善九郎、天保十四癸卯臘月五日、神主岡本主水大中臣正親、浦大年寄三
浦善九郎・三浦忠四郎○本社葺替、元治元甲子年九月廿一日、神主岡本因幡大
中臣正保、浦大年寄三浦佐五郎・三浦惣三郎
- 社領、除地二石七斗八升六合、此現米一石三斗三升
- 末社、稻荷社

神社の相殿となる

祭神、應神天皇・仲哀天皇・神功皇后・仁德天皇○神体、木像四、長八寸、八寸、六寸、六寸

祭日、十一月七日

建物、本社

社領、高二石五斗四升一合、此現米一石二斗五升

須賀神社

松原神應山鎮坐

祭神、素盞鳴尊（須佐之男命）・稻田姫・八王子・大己貴命○神体、鏡一、徑八寸、左鏡徑五寸三分、右鏡但し台ばかり、仏体一、長八寸

宗雄云、この仏体は取除になる

由来、治安元辛酉年、中納言常方、山城國愛石郡八坂より勧請と申伝ふ、旧号祇園宮、明治三庚午年正月改替

宗雄云、山城國八坂より勧請とする時は八坂神社と改むべきものぞ
祭日、六月七日「ヨリ十四日マテ」

建物、本殿・幣殿・拝所・神楽所・「供物所」・鳥居

棟札、^(一)祇園本地薬師如來、天正十三季乙酉六月六日、大檀那源朝臣二保宮内太

夫元棟、当郷役人井頭宗石衛門棟兵、絵像作者絵師泉秀○奉印当社勧請曆山陰道石州那賀郡濱田淺井村神應山祇園社頭一字、夫当社祇園天王^(者)天照大神^(農御)

弟素盞鳴尊也、相殿左^(尔)稻田姫、右^(二)八王子・大己貴命也、撰社若宮仁德天王、若宮八幡^(登)奉号^(云)云々、抑当社鎮坐年曆人王六十八代後一條院、治安元年辛酉、

中納言常方卿、村民^(止志天)此國^(仁)坐、其頃當國^(仁)邪氣妖姫^(怪)起利^(天)民於惱事甚^(志)、此乃

趣^(乎)禁裏^(惠)訴^(惠)勅定有利、此農^(所)仁^(女)鎮^(仁)祝賜^(布)、因茲勅宦^(乃)社^(止)奉号^(云)、年每六月七日、

神祭有利、古惠^(波)奉幣使有之^(登)云々、其後天正七己卯、毛利左京太夫元氏、社頭

御造替神事能料^(止志)、高拾三石御寄附有利、年々御神事能興行有之、夫^(与)利^(末)久

保石見守殿御裁判之節、当社祭礼料^(登志天)米五荷、年々被^(志)差上事、其後古田兵

部少殿、寛永十癸酉歲御造替、夫^(与)利^(浅野)因幡守殿・龜井能登守殿御裁判之節、御本社・神樂所・末社御葺替、夫^(与)利^(当家)_尔至利^(松平)康映公、承応三癸巳歲御造

替、夫^(与)利^(松平)康忠公御葺替、夫^(与)利^(宝永)二乙酉歲、松平康熙公御本社・拝殿御造替、夫^(与)利^(享保)十五^(マ)西歲、松平康熙公御造替、宝曆丁丑歲、松平康福公本殿・

拝殿葺替、社司定直

宗雄云、中納言常方卿のこと、諸社に記伝へたれと附会なり

再建、寛政十一己未年○文化十三丙子年

宝器、翁面一〇制札一、横一尺四寸一分、豎九寸一分、銘札一二三、裏に一足無見、但し金字〇太刀一腰、進上御太刀一腰、御馬一匹、以上本多中務大輔〇劍一、銘武藏守照國、松平新清奉納〇太刀一、銘盛行、江木鉄之丞奉納〇短刀一、銘因州住兼光、宮木次郎左衛門奉納〇鳥居額、谷口元泰〇夜燈、松平康尊〇額一面、薩摩守忠度の図、文に安永二巳年、為江戸三年詰、致出府、同三年十二月廿三日、於江戸表、康福公御中奥御近習勤被仰付、同五年七月廿三日、家内引越被仰付候ニ付、濱田表^(江)籠越候砌、亡父何右衛門政信、先年認差上置候此金地桜ニ薩摩守平忠度之画、此度同所^(江)持越、額ニ致候^(而)、祇園宮^(江)御奉納可被遊旨被仰付、御意ニ^(者)亡父政信画^(者)濱田ニ^(者)格別懇望ニ存候者^(茂)多、旁自分^(江)被仰合候旨厚蒙御意候所、早速於小細工所、額出来、且同年十月十五日、御奉納相済候、右何右衛門政信儀、師家^(者)江戸小石川牛天神下狩野玉燕^(季信)登申候^(而)、公儀御絵師^(二而)、其頃依君命、致入門、画修行被仰付、玉遊齋政信^(登)唱、所々^(江)御奉納之絵馬等^(茂)認候故、此額御奉納之義^(茂)其訛合ヲ以、自分^(江)被仰付候事故、後之不審^(茂)可有之^(与)一書認置者也、安永五年十月十五日、奉掛尾崎何右衛門政方、花押・朱印、当申三十二歳

末社、三鷺神社、祭神大山^(大)神命、神体玉串〇相殿、稻荷神社、神体神璽宮

宗雄云、当社は松原浦木屋の崇敬の社なり

愛宕神社

愛宕山鎮坐

祭神、伊邪那美命・火産靈命○神体、木像一、馬に乗る、長八寸八分、相殿左

一、天狗像、長八寸、左二、唐冠^乃像、長一尺四寸五分、右、唐冠像、長一尺

四寸五分

由来、寛永十三丙子年、古田兵部少輔重恒、丹後國愛宕郡愛宕山ヨリ勧請

祭日、九月廿四日

建物、本社・「釣屋」・拝所・鳥居

末社、稻荷社

社人、松尾昇、但し旧来真言宗般若院持の所、明治三庚午年正月復飾す

天満宮

鏡山鎮坐

祭神、菅原神○神体、木像一、長七寸五分

祭日、四月廿五日

建物、本社・拝所・鳥居

棟札、葺替天満宮云云、宝龜山來福密寺住持慈海代、天明六年内午閏十月廿四日

遷宮、願主來須文八・山内直左衛門○修覆、文政九丙戌年○同十丁亥年

末社、秋葉神社、祭神火産靈神、神体木像、長七寸七分、祭日六月十五日

同、稻荷社、祭日二月初午日

石見天豐足柄姫命神社

濱田郭内鎮坐○式内

祭神、未詳○神体、石、長九寸

宗雄云、この祭神は天石門彦神社に由緒ある神にて、阿波国名方郡天石門別

豊玉比賣神社・備後国安那郡天別豊姫神社あり、是と同神なるへし、社後の

石神とは別なり、混ふこと勿れ
由来、未詳

宗雄云、社伝あれとは石神の由来にて当社に關係なし、按るに当社は大麻

山神社・天石門彦神社と共に穀麻の事に就て祀られしならむ

神位、未詳、但し延喜「式」頭註抄に從五位下とあり○式内○異社

祭日、十一月九日

宗雄云、維新の際に五月九日に転す

建物、本社・拝所・水盤所・碑石・鳥居

棟札、重造石神社、文政元戊寅吉日、普請奉行宮木半次郎宗幹・中島小右衛門

直則、以下略之○再建、明治七年某月

末社、石神、祭神未詳○神体、石○由来、未詳

宗雄云、上記に臣津奴命のとき怪石あり、阿麻戸命に令てこれを碎かしむと

あり、靈石の碎けたるを見るに是本説なるへし、社伝の説と少か異なり

同、稻荷社

宗雄云、この社は維新の際本社に合さる

小社十三（一）所

田町入口の蛭子神○五万堂の稻荷社○隠居廻の稻荷社○連利の稻荷社○皿山次

郎祐の山神社○雲津屋の蛭子社○松原木屋裏の稻荷社○萬德院の蛭子社○惠美

須崎の恵美須社***○布子谷の稻荷社○出雲屋の幸靈社○黒崎の蛭子神○紅葉

山の某社**

森神十二所

横川の水神○五万堂の地主神○曾利の三把結神○牛ヶ谷の荒神○坂根の藪神○同所の水神○山田の藪神○同所の水神○高良谷の住吉神

宗雄云、この住吉神を享保中濱田嶋崎へ移さる

高良谷の大元神○一本松の稻荷神○出雲屋の地主神

*

「那賀郡神社書上帳」の淺井村の項では、ここで書き上げられる十社以外に、「惠美須崎鎮座」の「惠美須社」、「城山鎮座」の「稻荷社」・「嚴島神社」・「讚樹權現社」・「雁木神社」、「郭内鎮座」の「三柱神社」、「亀山鎮座」の「姫柄社」の七社の神社が書き上げられている。本書『石見國神社記』では、このうちの「惠美須社」は同じ淺井村の小社の項目に移され、「城山鎮座」の四社は黒川村秋葉社の相殿として（後出）、また「三柱神社」と「姫柄社」は原井村天満宮の末社として（前出）、それぞれ記載されている。

**

「那賀郡神社書上帳」には記載なし。

「那賀郡神社書上帳」には記載なし。ただし、*にも記したように、同じ淺井村の神社として書き上げられていた。

長澤村

熊野權現*

多陀寺鎮坐

祭神、熊野神○神体、木像、長二尺二寸

由來、大同元丙戌年、多陀寺草創のとき勧請

祭日、十一月廿四日

建物、本社・拝所・鳥居

棟札、正徳元辛卯、育雄

末社、稻荷社

八幡宮

宇浮湯（生湯）鎮坐

祭神、應神天皇○神体、幣

由來、府中八幡大菩薩宇浮湯エ勧請之事、右之八幡之勧請者周殿之御子元氏・元春・元兼御三人之八幡之御社殿御建立被成候、然所ニ、宇浮湯小崎新右衛門と申人之先祖、周殿ニ御奉公相勤候而、即八幡之勧請仕度由申候得者、皆々可然ト被仰候て、則勧請仕、就夫宇浮湯八幡上府末社之事候間、少之御社領も御付可被成候由ニ而、高六斗御社領ニ御つけ被遊候所ニ、此證文何之頃ニや取うしない候て、其後寅之歲御檢地之時、右之證文無御座候ニ付、打上ケニ被成候而、唯今無縁ニテ御祭礼仕候、府中八幡之内末社ニ紛無御座候、其しるしにハ唯今迄八月十五日之御祭ニ五番之ずまう、又二十五ノござい、かよちやう出所実止也、天保三年亥之十月吉日

宗雄云、元氏・元春は毛利氏の族なり、元兼は周布家の十五代なり、此三人府中八幡宮を再建せられしなるへし、小崎新右衛門は下地を削り、其上に張紙に書いてあり、寅之歲御檢地は慶長七壬寅の檢地なり、ずまうは相撲なるへし、ございは御菜なるへし、かよちやうは昇興丁なるへし、此書愚文といへとも能く実事を記せしものなり

祭日、九月十八日

建物、本社

棟札、社檀建立、慶安三庚寅九月、本願小嶋吉郎右衛門〇再建、元禄六癸酉九

月、本願弥兵衛、長澤庄屋大屋三郎兵衛、組頭甚兵衛〇再建上屋八幡宮若宮、

寛政六寅八月吉日、神主上府三戸七五三一、願主孫三郎、組頭勘三郎・善五郎・

政四郎

宝器、兜、中西角太夫是ヲ上者也、慶安二己丑九月吉祥日

相殿、大年神、元禄六癸酉九月吉日

太元神社

生湯*大元山鎮坐

祭神、未詳○神体、幣

祭日、九月十八日

建物、本社・神樂所・「神供所」

祭神、天石門別命、相殿、健御名方命○神体、鏡、徑四寸、劍、長一尺二寸三分、木劍八寸

由來、未詳

棟札、再建、寛政八年九月吉日、願主一丁畠彦右衛門○享保二年壬戌九月吉日、
大願主彦右衛門、神主上府村注連路

大元神社

西垣市鎮坐

祭神、未詳○神体、幣

祭日、十月晦日

建物、本社

小社八所

大下の恵美須社○橋迫の大元社○墓上の地主社○御林の天満宮○堺屋敷の稻荷
社○三郷の地主社○神田の大元社○大歳の大歳社
森神三十所

鳶の地主神○一丁畠の地主神○山根の地主神○大下の門丸神○大下の地主神○
杉畠の地主神○堺門畠の地主神○梅木平の地主神○長留上の地主神○高宗の地
主神○西市の地主神○倉迫の地主神○熊山の地主神○隣市の地主神○同所の地
主神○山口の地主神○同所の地主神○谷川の水神○向山口の地主神○二反田の
地主神○高尾瀬の地主神○神田の地主神○神田の地主神○同所の地主神○同所
の荒神○半場の地主神○神田の水神○漆迫の地主神○神田の地主神○向鳶の地
主神

*「那賀郡神社書上帳」には記載なし。

黒川村

大祭天石門彦神社*

式内当主富木ゆ三子山麓鎮坐

宗雄云、当社は穀麻を植られたる時に大麻山神社と共に祀られ給るにて諸國
に此例多し、承和年中信濃国諏訪より勧請と云は信かたし、又三宮大明神は
雲州大社に坐す素盞鳴尊の御子大己貴命、江州日吉山權現とも、信州諏訪明
神とも崇め奉る、此御神の御子、岩根彦命と申奉るとあるも信するに足らず、
故に明治四年の春社号によりて天石門別命とし、諏訪神は誤ながら年来唱へ
来れる故に相殿となせり

神位、正一位○式内○三宮と称す○県社

祭日、九月十九日・十二月朔日より廿五日まで○三宮祭例之節、流鏑馬為入用、
御馬具一背^并皆具共例年之通、拝借仕度段、願之通承届候、以上、九月十一日、
岡本多喜津殿、池上英助○来月廿四日自同廿五日迄、三宮祭礼贊狩執行ニ付、
来朔日自同廿五日、御口屋自御停止之場殺生承届候、以上、十一月廿一日、岡
本弘人殿、田中傳兵衛

建物、本殿（社）・廊下（幣殿）・拝殿（所）・神樂所**・鳥居

書附、黒賀大明神為修理材木等之事云云、正平十一年十二月五日○三宮御鳥居
近日可申付之条云云、二月十二日、元棟書判、岡本美作守殿○棟札、奉造立三
宮、令宣授大明神、御宝殿一宇、夫大日本云云、伝灯大阿闍梨權大僧都宥珍敬
白、大檀那藤原御朝臣繁澤元氏公、大願主神主嫡女庚午歳、神主大中臣朝臣岡
本大藏^蒸親貞、別^而時之代官繁澤助兵衛尉、同本願者長州住龍德寺德純、天正
十九季辛卯十二月十九日、大工^者岡本京右衛門尉、願主敬白○奉正一位三宮大
明神上葺仕事云云、元禄三庚午歳十二月吉日、祠官右近輝正○延享五戊辰正月、
修覆、社司岡本齋宮弘道○寛延元辰九月九日、幣殿造立、岡本多宮正親○宝曆
九卯四月、拝殿造立、岡本多宮正親○舞殿葺替、此時為瓦、御寄附十箇村米八

石、上ヨリ芝居三箇年之間御免也、安永三年歲九月吉日、神主岡本多宮正親・

同彦主正庸○寛政元己酉、葺替、岡本彦主正就五十五〇文化六己巳年五月、廊下屋根板替、岡本舎人貴光○奉葺替三宮大祭天石門彦神社本殿、文化十一甲戌

年九月吉日、大宮司岡本氏大中臣貴光○奉新造堂本殿、天保十一子五月五日、

遷宮、松平周防守康任、此君ヨリ銀札壹貫五百目御寄附^井相對勸化被仰付、大

宮司岡本大隅正顯○天保十五辰、再建廊下・拝殿・神樂所・御供所、大宮司正

顯

宝器、銀幣一、日本之將軍関東家康之御代、依為天下泰平神冥安全伐被仰出之

節、則銀幣社納如件、于茲大中臣朝臣岡本宗左衛門尉、天下守護武運為長久之

銀幣令成就之所如此、春正

宗雄云、こは慶長十年乙巳八月の作なり、今柄はかり存す、件の文字刻みあり

り

額一面○天石門彦神社祭礼之記一冊、紙数二千枚、安永三年甲午正庸書

社領、高三十六石三斗六升一合、此現米十六石七斗六合

末社、若宮八幡宮、神体木像三、脇立木像二

同、稻荷神社、神体小鏡一

同、足王權現、神体石一

同、河内森、祭神猿田彦神

社人、岡本智、家筋天兒屋根命廿五世今麻呂の子大中臣右山太夫祐平、近江国

淺井郡岡本に住し岡本を氏とす、其後当^社石見國に移住、当佐職となる、後武家

を兼、就中天文年間毛利家に属し軍功あり、右祐平より当智まで四十六代相続

同、鼓頭大橋波江、家筋美濃郡都茂村八幡宮下社人大橋倉之助、文政二己卯年

当社鼓頭相成、当波江まで四代相続

同、棚守代大前仙次郎、家筋岡本大藏承春德弟大前長右衛門正興、元和年中当

郡上府村八幡宮社職と相成、長右衛門子八郎兵衛辞職、当社目代となり、後棚

守代に転す、右長右衛門より当仙次郎まで五代相続

同、社領守役岡本礼次郎、家筋岡本智弟、元治元甲子年社領守役となる

八幡宮

社家地山鎮坐○神龜元甲子年、豊前国宇佐宮勧請也

祭神、未詳、神体之様、中座天石門彦神、左座八幡大御^(マコ)、右座中哀天皇歟○神

体、木像三、長七寸一分、一尺三寸五分、一尺三寸五分

宗雄云、社号を八幡宮と申して何も混たる事も無を、式内なる天石門彦命神

社ならむと云新説を出して祭神に末石門彦神を加べたるものなり、然れども

是は近頃^{レフ}出でにて信するに足^{レフ}也

祭日、八月十六日

建物、本社・幣殿・拝所・神供所・神樂所・神庫・鳥居

宝器、額、松平周防守康福筆

社領、高十七石五斗四升三合、此現米十石三斗一升七合○社家地坪付之事云云、

合花押、天正廿年七月六日、治兵衛・肥前守助兵衛、三上甚九郎殿○小石見社

家地領八幡御神田坪付云云、合袖印・花押、天正廿年十月十七日、治兵衛・肥

前守助兵衛、三上甚九郎殿○社家内八幡宮新御神田云云、慶長二年丁丙九月十

六日、磐澤次郎兵衛^(磐澤)・山縣五郎兵衛・井上肥前守○社家地八幡領田畠屋敷石辻

合拾七石六斗三升五合^井神主之所云云、先地頭磐澤元氏様古證文数四、奉書二、

何^庚無残讓渡申候云云、慶長七年寅十二月十三日、三上助右衛門、岡本宗左衛

門尉殿○岡本字兵衛^ル壳渡下府村八太夫買受、慶長十八年四月一日、石州那賀

郡之内黒川村八幡領云云、合拾七石六斗四升三合、右八幡領如此打渡申候、以

上、河井小右衛門、花押、片岡勘四郎○永代壳渡社家地八幡名之事云云、此代

銀トシテ六貫七百目慥ニ受取云云、以下略之、寛文八年戊申三月九日、壳主神

主岡本右兵衛、花押、同岡本市松、證人三宮神主岡本千三郎・同岡本八郎兵衛、

原井庄屋彦右衛門、以下十一人連名略之、下府村八太夫殿

- 末社、稻荷社
同、二十二社合併二字
同、國中諸社合併社
社人、尾崎齋場、家筋熊野本宮神主家より別れ、後号「和田」、奉「事南朝」、又後移「住当国」、当社神主大神家断絶、重縁之以「田緒」、熊野氏治代当家相続、当齋場まで七代
- 宗雄云、寛文八戌申年三月九日、下府村八太夫と云者、岡本右兵衛より六貫七百目にして社役・神領を悉皆買って來りたるなり、仰も重縁あるに非す、岡本右兵衛は今之三宮の社家なり
- 天満宮
今井迫鎮坐
祭神、菅原神○神体、木像
祭日、九月廿六日
建物、本社・幣殿（拝所）・鳥居
末社、稻荷社
神明宮（神社）
琵琶首鎮坐
祭神、天照大神、相殿、新清元麻呂靈（新清靈神）
祭日、三月廿三日・九月廿三日
建物、本社・鳥居
秋葉「山神」社
牛市町鎮坐
祭神、三尺坊○神体、木像
祭日、六月十五日
建物、本社
- 相殿、稻荷社、寛永十六己卯年、古田兵部少輔伏見より勧請、祭日二月初午日
同、嚴島社、寛永十六、古田兵部少輔勧請、祭日四月初巳日・六月十七日
同、讚樹社、祭神未詳、神体木像、長一尺五寸五分、正徳中勧請、祭日十二月廿三日
宗雄云、祭神若は酒井讚岐守正勝侯を祀れるには非しか、金毘羅神とは思はれす
同、雁木社、祭神未詳、神体石、長九寸、祭日正月廿一日
宗雄云、雁木は石段に依て号けしにや、此社は城内太鼓堂の下にあり、名所記に太鼓堂の下に柿本神座よし記せり、若是是か○以上相殿四社は濱田城内鎮坐なりしか、維新的際当社の相殿とせらる***
社人、宮木春、家筋天台修驗京都聖護院末寺先祖宗存法印、寛永十六己卯年、古田兵部少輔祈願所とし、相殿四社の別當となり、春まで九代相続、明治三己巳年十二月復飾
大元神巖嶋社金刀比羅神社
高佐谷鎮坐
祭神、豊受姫神・三女神・大物主神
祭日、三月十日・六月十七日・十一月十七日
建物、本社
小社二十所
牛一（市）の蛭子社○三重の松尾社○東光山の稻荷社○見流山の金刀比羅社○社家地山の大元社○見流山の稻荷社○「下」坂元（本）の靈神○同所（坂本）の稻荷社（神）天満宮○同所の地主神○久保利の地主神○三宮向の毘沙門神○河内迫の大元社○鰐石（口）の猿田彦社○筆か原の地主神○溝口の地主神○橋本の地主神○横路の埴（垣）山比賣社○ひは（琵琶）の蛭子社○清水の金刀比羅神瑜伽社○竹迫の地主神

森神二十所

尻（尾）無の地主神○門脇下の地主神○下椿の地主神○今井迫森脇の大元神○手水川の地主神○中南条の地主神○河内山根の地主神○笛か原の大元神○中代の地主神○森本の地主神○同所の地主神○同所の地主神○同所の地主神○同所の地主神○中原の水神○京屋の大元神○潰の地主神○堂屋敷の地主神○同所の地主神○柿木の地主神

*

「那賀郡神社書上帳」では「三宮大祭天石門彦神社」とあって、「三宮」の文字の上に無記入の貼紙がある。

「那賀郡神社書上帳」には記載なし。

*** 先にも触れたように、これら相殿四社は、「那賀郡神社書上帳」では淺井村の神社として書き上げられていた。

王子八幡宮
野地鎮坐

祭神、仁德天皇○神体、幣

宗雄云、王子は熊野若一王子にて即ち熊野と同神なり、王子八幡宮と唱ふるものは熊野神社へ八幡宮を合祀した時の唱へと想はれ、仁德天皇を祀れるにハ非す、然れども^{但シ当社は誤以後の勧請なれば}素に從て容易に改むへからず

未社、稻荷社

三階山神社

三階山鎮坐

祭神、日・月・星○神体、石

祭日、九月五日

建物、石室三・垢離堂（所）・鳥居

八幡宮ハ^{ママ}貴命人德天皇之御事也、願主小川久右衛門、王子八幡宮當村へ勸請仕候^而、天保九戌迄及百年候故、百年祭御上へ御願申上候^而、戌二月十六日、幣勸請仕候、同十一子七月、御輿大坂自買下し、御上へ御願申上、以御神輿御旅所へ同九月十六日御幸賑々敷相調候、願主面々左之通、平庄伊^{（床カ）}左衛門・

上ヶ原暮左衛門、以下十六人略之云云、此王子八幡宮^者元文四末二月、願主金

口小川久右衛門正重所持之土地ヲ寄附候^而小社ヲ勧請仕候、但御宮所之山下々

畠四畝三歩共ニ此證文江木氏之方ニ有之所、弘化三年七月七日金口彦九郎へ返しニ相成申候、延享元年本社再建、諸入目辻之覓、米三石武升五合、八十文錢武百廿三匁九分五厘、此米五石五斗九升九合、石四拾目替、合八石六斗武升四合、内三石九斗五升村中自寄附、四石六斗七升四合小川久右衛門正重自寄附、右延享元子九月普請成就仕候、前書^者為後代記之置者也、弘化四年未二月

宗雄云、愚文なりと雖も実事を存せる物なり

祭日、九月十六日

建物、本殿・幣殿・拝所・鳥居

棟札、奉再建王子八幡宮、延享元甲子曆九月十三日、願主小川久右衛門正重、社司江木質内定廣○本殿葺替、弘化二年乙巳弥生吉祥日、神主江木志摩輔陰主、願主組頭富岡七右衛門・同平床幾之助、惣産子中、願主当村頭氏子中○再建拝殿、安政四年乙未曆季秋十五日、願主庄屋小川文右衛門寛林、祭主江木右門藤原定廣

未社、稻荷社

三階山神社

三階山鎮坐

祭神、日・月・星○神体、石

祭日、九月五日

建物、石室三・垢離堂（所）・鳥居

棟札、垢離堂開基、天保十五辰九月、庄屋宇津作四郎、組頭四郎右衛門・七右衛門・平庄^{（床カ）}幾之助、登山道筑替當村中^{（井）}野原・柳ヶ内世話人

八重山神社

八重山鎮坐

祭神、未詳○神体^{（ママ）}

宗雄云、八重山は出雲国地名にて熊野同神なり

祭日、十月廿四日

祭日、九月十六日
建物、本社・神樂所・鳥居

小社四所
建物、本社

長迫の権現社○同所の稻荷社○同所の春日社○梅木の稻荷社

森神五十六所

下河平の地主神○同所の地主神○同所の地主神○同所の大元神○大前^ノ地主神

○堺岡の地主神○森駅の地主神○萩原の大元神○同所の地主神○新屋の地主神

○鹿口の地主神○城河内の地主神○込（小深）山の地主神○堂尾の地主神○中

尾の大元神○同所の地主神○新尾（屋）の地主神○小黒石の地
主神○新宅の地主神○長谷の地主神○同所の地主神○みの（水）口の地主神○

後山の地主神○上^{*}城河内の地主神○平家の地主神○大駅の地主神○向大駅の

地主神○小深（源）の地主神○押床の地主神○東^ト駅の地主神○大谷の地主神

○ふすべ（フスベ）谷の地主神○田中の地主神○堺山の地主神○風呂^ト谷の地

主神○平床の地主神○宮段の大元神○上手の春日神○上堺の地主神○谷の地主

神○のふ（野婦）の地主神○越堺の地主神○新屋の地主神○横川の地主神○森

ヶ迫（森迫）の大元神○同所の地主神○同所の地主神○中屋敷の地主神○大駅

の地主神○前^ト原の地主神○陸地屋敷の地主神○のた（野田）の地主神○猿口

の地主神○前^ト原（同所）の地主神○ねひの木（ネビノキ）の地主神

* 「那賀郡神社書上帳」では、「上」の語はない。

八幡宮
伊木村

猪伏山鎮坐

祭神、應神天皇○神体、木像一、長共一尺一寸

建物、本殿・神樂所・鳥居

祭日、九月十一日

祭神、未詳○神体、木像、長一尺四寸八分
宗雄云、讃岐国象頭山に對馬神あり、是と同神か、或は對馬と云ふ人を祀れるか

對馬神社
小笠村

榎山鎮坐

祭神、未詳○神体、木像、長一尺四寸八分

棟札、奉上葺對馬大明神、天明五年丁巳九月十九日、当村庄屋七條村岡本甚左衛門譽重、神職静間太門重正兼神主静間陸之助、当神職同喜代次、大願主岡本甚左衛門○神樂殿屋根取替、文政四丁巳六月、万延元庚申四月、神司静間信濃、大願主岡本新右衛門、庄屋三浦善右衛門宝器、劍一、樔物長一尺八寸

小社五所
山中の八幡宮○岡弘屋の八幡宮○吹ト「ヶ」姓の大國主神○梅木谷の大國主神○楨ト迫の大國主神

森神十所
引地の大元神○岡弘屋の大元神○タブノ木の地主神○佐古の稻荷神○程（程）
ト塔の地主神○岡の地主神○原田の地主神○田村屋の地主神○山田の地主神○五反田の地主神

七条村
嚴嶋神社
恩賀山鎮坐
祭神、三女神、「相殿」、郷地神・若宮神○神体、木像四、長九寸四分、一尺六分、一尺一寸七分、一尺一寸七分
祭日、九月十八日
建物、本社・神楽所・鳥居
棟札、新建立嚴嶋三女神、七条村青原之里、裏ニ仁安三年戊子九月十七日、從藝州嚴嶋此所江奉勸請、社地号恩賀山○再建、元禄十七年壬午九月廿九日、森脇岡本甚左衛門・田屋三浦傳六・高代原淺田長左衛門・五反田長四郎、静間長四郎代○奉造宮御神殿・舞殿、元文二丁巳九月中旬八日、願主岡本佐五右エ門并三浦幾右衛門、神職静間喜兵衛、裏ニ静間長四郎太夫・同織衛○門守神社、享和元酉菊月十七日○再建神殿・鳥居、文政四丁巳菊月中八日、神職静間喜代次

代、大願主岡本甚左衛門・三浦善右衛門○鳥居建替・神殿葺替、文政四丁巳六月、兼神主静間陸之助、当神職同喜代次、大願主岡本甚左衛門○神樂殿屋根取替、万延元庚申四月、神司静間信濃、大願主岡本新右衛門、庄屋三浦善右衛門宝器、劍一、奉宝納御太刀、金剛兵衛源盛高作、安政四丁巳年十二月磨改、石州七条村嚴嶋大明神御広前家連長久子孫繁昌祈攸、于時明和八辛卯年九月吉辰日、願主岡本甚左衛門大中臣譽重敬白○小剣一、相州住秋廣、奉宝納小剣一振、正宗ナリ、干時寛政五癸丑九月吉日、岡本譽重、花押
末社、稻荷神、正体鏡、径三寸、箱一、正一位稻荷大明神神璽、證書一通、文久二年六月豊日、正四位下行筑後守秦宿祢為邑、三浦藤作殿○奉祭稻荷社祭意記、石見国那賀郡濱田城成下山ノ山尾上ニ鎮奉云々、天明三癸卯年秋九月十日、此里ノ司人岡本甚左衛門譽重、丹心無二ノ誠ヲ以、濱田下山ニ詣テ靈ヲ戴キ奉リテ云云、嚴嶋大神ノ瑞籬ノ内ニ奉祭鎮、神司静間太門藤原正重、願主岡本甚左衛門譽重
同、森岡靈神、祭神正次靈・春姫靈、神体木像二、長六寸一步、五寸一步、天保十三壬寅六月廿一日卒、岡本甚左衛門大中臣祐次、安政五戊午年三月廿二日鎮坐
同、静間氏靈神、長重靈神・春重靈神・賀重靈神○棟札、奉新建立、長重靈神・賀重靈神・春重靈神、寛政十九戌午十月吉日、神主静間信濃正藤原共重○再建靈社、文政九丙戌十二月、静間信濃金重成、当静間重マテ七代相続
社人、静間、家筋當郡今福村静間右近弟静間長四郎、寛文六丙午年当社職ニ相若林神社
入江山鎮坐
祭神、未詳○神体、木像、長一尺二寸六分
宗雄云、大永の頃、尼子經久臣若林伯耆守といふ人あり、当社は地名にて、

若是大元神などにや、或は若杉ともあり

祭日、十月朔日

建物、本社・神楽所・鳥居

棟札、奉寄進玉殿、岡本隱者譽重、謹^而作之、村中安穩祈攸○奉再建若杉大明

神、寛政十一己未二月吉日、神主静間信濃共重、庄屋岡本善右衛門重次

社領、見捨地高二斗、此現米一斗七合

末社、大元神（社）

稻荷神社

新開所鎮坐

祭神、倉稻魂神・妙（明）見神・猿田彦神○神体、金像一、石像二

由來、文政四壬午年勸請、但し猿田彦神、往古ヨリ鎮坐と申伝ふ

祭日、九月廿三日

建物、本社・神楽所・鳥居

棟札、七条村靈符尊神妙見大菩薩石体云云、文政第五壬午星閏正月廿三日、願主岡本甚左衛門大中臣祐次、奉仕上府中八幡別當教藏院盛隆欽書○奉招請阡陌山猿田彦大神・妙見大明神・稻生大明神、社司静間姓、大願主岡本甚左衛門、文政五壬午水無月八日

社領、見捨地高四斗二升二合、此現米一斗四升七合

末社、稻荷神

同、大社神

小社十五所

廣沢田の嚴嶋神水波能賣神岡本祐次靈神、新開所大堤築立につき安政三丙辰年

四月廿三日、これを祀る○市の恵美須神社、神体大黒、長六寸一分、恵美須、

長七寸六分○大岡の岡本祐次靈神、通称甚左衛門、新開所功労により祀る○地

主塔の大元神「地主神」○万壽寺の天満宮、神体木像、棟札奉建立鎮守堂一宇、

八幡宮

下來原村

*「那賀郡神社書上帳」では、「上」の語はない。

吉富の鳩山莊鎮坐○天慶五壬寅年勸請

天満大自在威徳天神十二社大明神十二社大権現、天保十三寅十月廿五日、仙亮

山万壽禪寺賜州、往昔承久三、当寺建立開基益田越中公一男兼見公、依祈願建

立、寺領三百六拾石・薪領嵩山拾三町方御附被下置、北嚴島大明神、西天満宮、

東白山妙理金毘羅、南秋葉象王熊野三所、奉勧請安置年曆辰星、応永十五年伽

藍燒失事、古證文不殘破壞、世代不詳及七百余歲、天保十三寅十月再鎮守堂造

宮之砌、先松平周防守殿家臣三浦想七郎^{モロコシ}想重郎、鎮守之身影寄附、永世當寺

守護神祭者也、依^而如件

宗雄云、兼見ハ明徳二年ニ卒ス、承久三年ヨリ百七十一年ノ後ナリ、マタ応

永十五年ノ焼失、上府安國寺ノ焼失ト同年ナリ、如何

○於局給の三浦三嘉靈神○長通の渡辺長宜靈神○神代舎の八百万神○今田屋（や）の稻荷神○金屋子の金屋子神○鉛谷の金刀比羅神○迫田の大元神○出店後の河内神○市野原の半田義正靈神○後谷の嚴島神

森神二十八所

大岡の素盞鳴尊○尻切の大元神○菴谷の地主神○原の地主神○高代原の金屋子神○森脇上^{*}の乳母塚神○於局給上^{*}の塚神○花屋の地主神○山根の地主神○砂^サ（トイシガ）原の地主神○佐古（迫）の八百万神○藏本の三輪大神○鍛治屋の地主神○青木の地主神○片平の大國主神○二反田の地主神○下ノ端の地主神○後ト谷上^{*}の地主神○中原の地主神○五十田の地主神○大久保の地主神○長迫の地主神○出ト谷の塚神○上^{*}七条の地主神○笛見原の地主神○畠田の地主神○前塙の塚神○中屋の塚神

祭神、仲哀天皇・應神天皇・仁德天皇○神体、木像三
祭日、九月十五(十九)日
建物、本社・拝殿・神樂殿・神門・鳥居
社領、無し、社禄現米五石

相殿、大社、祭神出雲国大社に同し、天保二辛卯年勧請
祭日、八月朔日

同、大元神社、祭神詳ならず、祭日十月十日
祭日十月十日

同、春日神社、祭神健御雷之男神・經津主神・天兒屋根命・比賣神、神体木像、
宗雄云、住吉神は攝津国住吉郡住吉坐神社四座とありて、一宮記に底筒男・
中筒男・表筒男三座、後加「神功皇后」、四座也とあり

同、田中神社、祭神詳ならず
末社、地主社、祭神詳ならず、慶応三丁卯年村中所々より合併遷座、祭日十月
朔日

社人、山崎氏、家筋初代櫻井太夫、次に大輔、次に大輔、次に太夫、次に大輔、
次に金吾、次に權之助、次に佐金吾、次に小藤治、次に藤内、次に齋藤治、次
に藤馬之介、次に藤吾、次に權太夫、次に式部丞、次に民部丞、次に右兵衛尉、
次に右馬頭、次に宮内少輔、次に中務丞、次に左近正、次に右兵衛尉、次に雅
樂正、次に刑部正、次に内藏頭、次に掃部佐、次に兵庫之介、次に兵部正、次
に内膳正、次に外記丞、次に治部正、次に玄蕃頭、次に修理之介、次に主水介、
次に山崎民部太夫、次に兵部丞、次に左衛門尉、次に刑部丞、次に式部丞、次
に中務丞、次に民部大輔、次に左兵衛(左エ門)尉、次に左衛門尉、次に民部
太夫、次に佐兵衛尉、次に山城守、次に主膳正、次に伊織、次に山城守、次に
主馬、次に淡路、次に大和正、次に市正、次に忠、次に山崎眞弓なり

宗雄云、苗字は源平の頃よりあり、以前は姓なり、また名にハ時代の風儀あり、其職に非すして職名を称も源平以後の事なり、凡三百年に十世を平とす、当家五十五代にて年数千六百五十年と見るときは名称論なきこと能はされど、暫く此所に言はず

上来原村

八幡宮

松永山鎮坐○天喜元癸巳年勧請

祭神、仲哀天皇・應神天皇・仁德天皇○神体、木像三

祭日、九月十七日

建物、本社・拝殿・神樂殿・鳥居

相殿、大社、出雲国大社に同し、天保二辛卯年勧請、祭日八月三日

同、河内神社、祭神詳ならず、神体銅幣、祭日十月十日

同、大元神社、祭神詳ならず、祭日十月十日

末社、地主社、祭神詳ならず、慶応三丁卯年村中所々より合併遷座、祭日十月
十日

石見国神社記卷之三終(印)

墨付百三十九枚

明治十九年九月

鴨島實写